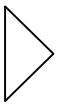
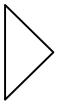


## 1. 受信料の適正負担

①繰越剩余额の受信料への  
還元



②中間持株会社制の導入



## 今後の方向性

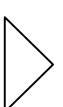
- 一定水準を超える剩余额を、還元目的の「積立金」とし、次の中期経営計画の期間に受信料引下げへ充当。
- 積立金が蓄積されているにも関わらず、受信料の引下げを実施しない場合には、国民・視聴者に対してその理由について説明責任。
- NHKはどのような効果が見込まれるのかを具体的に明らかにする説明責任があり、意見募集を通じて更なる説明が行われた。
- 仮に制度を導入する場合、中間持株会社傘下の子会社について、NHKの業務に密接に関連するものに限定等が必要。また、NHKにおいて具体的効果を毎事業年度検証し、その内容を明らかとともに、事後的に効果の検証を実施し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。さらに、子会社からの配当等及び中間持株会社からの配当の在り方を明らかとする。

## 2. 受信料の公平負担

①受信設備の設置届出及び  
未届に対する設置推定



②未契約者氏名等(居住者  
情報)の照会



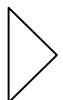
- 既契約者や非設置者を対象とした届出及び未届に対する設置推定は不要・不適当。
- 受信契約を締結していない受信設備設置者のみを対象として、設置の届出を促すことは一定の意義。その実効性を確保する手段について留意が必要。
- 個人情報保護や照会先の負担等の問題点が指摘されており、不適当。

# 「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ」の概要②

## 2. 受信料の公平負担(続き)

### 今後の方向性

③民事上の担保措置としての割増金

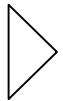


○現行の契約制を維持した上で、正当な理由がないにも関わらず受信契約の締結に応じない受信設備の設置者のみを対象とし、刑事罰・行政罰とは異なる民事上の担保措置としての割増金を法律に規定。

○受信契約を締結していない受信設備の設置者が、設置の届出を自ら適切な時期に行った場合、割増金を適用しないこととすることにより、設置の届出を促し、支払率の向上につなげていくことも考えられる。

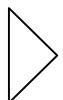
○NHK及びその委託法人による訪問営業活動について、制度改正後の実態についても、行政において注視することが重要。

④訪問営業活動の注視



## 3. NHKと民間放送事業者の連携

○NHKと民間放送事業者との連携



○ネットワークの維持・管理等に関する民間放送事業者との協力の努力義務を導入。

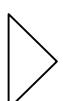
## 4. その他

○インターネット活用業務の位置づけと受信料の在り方



○「NHKプラス」や「TVer」の利用等の取組も着手されており、まずは、こうした取組を通じ、インターネットを通じた視聴拡大を図ることが重要。

○衛星付加受信料の見直し



○NHKにおいて速やかに検討を進め、考え方を示すとともに、その進捗を踏まえ、あらためて広く議論を行う。